

社会福祉法人町田市社会福祉協議会表彰規程

表彰規程（昭和48年9月29日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、町田市内の社会福祉の向上に功績のあったものに表彰状・感謝状を贈呈し、その功績を称えることを目的とする。

（表彰状・感謝状の贈呈）

第2条 会長は、毎年6月30日現在で調査し、次のいずれかに該当するものに対し、理事会の同意を得て、表彰状又は感謝状を贈呈する。

（1）本会に対し、100万円以上の金品を寄付又は募金をしたものに表彰状を贈呈する。

（2）本会に対し、個人で5万円以上又は団体で10万円以上の寄付又は募金をしたものに感謝状を贈呈する。

（3）地域社会の福祉の増進に努め、その功績が顕著なもの。

（4）前3号の他、会長において表彰することが適当と認められるもの。

2 前項の規定に関わらず、会長が表彰することが不適当と認めた場合は表彰状・感謝状を贈呈しないことができる。

（表彰の通知）

第3条 会長は、被表彰者に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

2 平成29年8月22日一部改正は、平成29年4月1日から適用する。

3 令和4年8月15日一部改正は、令和4年6月30日から適用する。

平成15年11月1日 制定

平成22年 4月 1日 一部改正

平成29年 8月22日 一部改正

令和 4年 8月15日 一部改正